

## 第49回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭2025）協賛取扱要領

### （目的）

第1条 この要領は、第49回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭2025）（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同する企業、大学及び団体等（以下「企業等」という。法人化していない個人事業主・団体を含む。）からの協賛の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### （協賛）

第2条 この要領において協賛とは、企業等が第49回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する大会の広報、準備及び運営等（以下「大会事業」という。）に対して次の各号に掲げる方法により行う行為をいう。

#### （1）資金協賛

企業等が、広告媒体等を使用する対価として、大会事業に要する資金（以下「協賛金」という。）を提供するもの

#### （2）物品等協賛

企業等が、広告媒体等を使用する対価として、大会運営及び周知促進に必要な人材や施設、設備、備品及び消耗品等（以下「協賛物品等」という。）を無償で提供又は貸与するもの

### （協賛の対象）

第3条 大会における協賛の種類は、次のとおりとする。

#### （1）全体協賛

総合開会式、パレード及び大会全般を対象とするもの

#### （2）部門協賛

開催部門を対象とするもの

### （協賛金の使途）

第4条 協賛金は、大会の周知促進や内容の充実を図るために要する経費に充当する。

### （協賛の申込等）

第5条 協賛を申し込む企業等（以下「申込者」という。）は、あらかじめ「第49回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭2025）協賛申込書」（別記様式第1号）（以下「協賛申込書」という。）により、第49回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出する。なお、香川県電子申請・届出システムにより申請した場合は、協賛申込書の提出があったものとみなす。

2 会長は、協賛申込書の提出があった場合であって、第13条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込者に対し、「第49回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭2025）協賛申込受理通知書」（別記様式第2号）（以下「受理通知」という。）により受理した旨を通知する。

(協賛の申込受付期限)

第6条 協賛申込書の受付期限は、原則として令和7年3月末日とする。ただし、必要に応じて、期限を延長することができる。

(協賛金の納入等)

第7条 第2条第1号の方法による協賛の申込者が受理通知を受けたときは、実行委員会が指定する金融機関の口座への振込の方法により、実行委員会が指定した期日までに協賛金を納付する。なお、振込に係る手数料は申込者の負担とする。

2 協賛金の受領書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書をもって代えるものとする。ただし、会長は、受理通知を受けた申込者（以下「協賛者」という。）の希望により、領収書を発行することができる。

(物品等協賛の受納等)

第8条 第2条第2号の方法による協賛の申込者が受理通知を受けたときは、実行委員会が指定する方法により、期日を調整の上、協賛物品等を提供又は貸与する。

2 複数の申込者から同一の協賛物品等の申込みがあり、かつ、必要数以上となった場合は、実行委員会において調整のうえ、申込者に通知する。

3 会長は、協賛者の希望により、受領書を発行することができる。

(広告媒体等の内容)

第9条 実行委員会は、協賛者に対し、協賛の対象及び規模に応じて、別表に定める内容の広告媒体等を提供する。

2 同一の申込者による複数回の協賛については、その合計額に応じたものとする。

(広告媒体等の提供時期)

第10条 広告媒体等の提供時期は、原則として、協賛金の納付、物品等の提供若しくは貸与又は人材の派遣（以下「納付等」という。）を実行委員会が確認した日以後とする。ただし、実行委員会が納付等を指定する時期が、令和7年4月以降の場合は、納付等の確約日より広告媒体等を提供する。

(広告媒体等の譲渡の禁止)

第11条 企業等は、提供された広告媒体等を第三者に移転又は譲渡してはならない。

(広告媒体等の有効期間)

第12条 第9条の規定により企業等へ提供する広告媒体等の有効期間は、実行委員会が解散する日までの期間とする。

(申込の不受理等)

第13条 会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛申込

書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を「第49回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭2025）協賛申込不受理通知書」（別記様式第3号）により通知するものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は大会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのあるもの
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員以外の者で暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）であると認められるもの
- (3) 大会の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのあるもの
- (4) その他法令又は公序良俗に反するもの等会長が不相当と判断するもの
- (5) その他会長が不相当と判断するもの

2 会長は、実行委員会が協賛金又は協賛物品等を受領後に、協賛者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対しその旨を通知する。また、協賛を取り消した場合、協賛者から納付された協賛金又は協賛物品等の返還は行わないものとする。

#### （賠償責任）

第14条 協賛者が、次のいずれかに該当したときは、その損害を受けた者に対し、当該協賛者は損害を賠償しなければならない。

- (1) 協賛の実施に当たり、自らの責めに帰すべき理由により、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条第2項の規定による協賛の取り消しを受けたことにより、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき。

#### （免責）

第15条 協賛者が、第13条第2項による協賛の取り消し又は第14条の規定による第三者への賠償により損害を受けた場合において、実行委員会は、一切その責めを負わない。

#### （その他）

第16条 この要領に定めるもののほか、協賛の実施に関し必要な事項は、第49回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会事務局長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和6年5月 日から施行し、令和8年3月31日をもってその効力を失う。

(別表) 協賛の内容

区 分		SS	S	A	B	C	D	E
全体協賛の金額		100万円以上	50万円以上	30万円以上 50万円未満	20万円以上 30万円未満	10万円以上 20万円未満	5万円以上 10万円未満	2万円以上
内 容								
全体協賛	1 大会協賛の呼称、大会指定ロゴ・大会マスコットキャラクター等を使用する権利	○	○	○	○	○	○	○
	2 総合プログラム、大会記録集に協賛者名を掲載	○	○	○	○	○	○	○
	3 大会御礼ポスターに協賛者名を掲載	○	○	○	○	○	○	○
	4 大会ホームページに協賛者名又はバナー掲載	バナー	バナー	バナー	バナー	バナー	協賛者名	協賛者名
	5 総合プログラムに協賛者広告掲載	1ページ カラー	1ページ カラー	1ページ	1/2ページ	1/4ページ	1/8ページ	×
	6 総合開会式来賓席招待	10席	5席	5席	2席	×	×	×
	7 総合開会式会場でPRコーナーを提供	○	○	×	×	×	×	×
	8 総合開会式会場でPR映像を放映	○	○	×	×	×	×	×
	9 大会資料を入れて参加者等に配布する手提げ袋に協賛者名を掲載	○	○	×	×	×	×	×
	10 パレードで配布するうちわに協賛者名を掲載	○	○	×	×	×	×	×
	11 協賛者名入りのぼりを作成	30本	10本	×	×	×	×	×
部門協賛の金額		—	—	10万円以上	5万円以上 10万円未満	2万円以上 5万円未満	1万円以上 2万円未満	3千円以上 1万円未満
内 容								
部門協賛	1 大会協賛の呼称、大会指定ロゴ・大会マスコットキャラクター等を使用する権利	—	—	○	○	○	○	○
	2 総合プログラム、大会記録集に協賛者名を掲載	—	—	○	○	○	○	○
	3 大会御礼ポスターに協賛者名を掲載	—	—	○	○	○	○	○
	4 大会ホームページに協賛者名又はバナー掲載	—	—	バナー	協賛者名	協賛者名	協賛者名	協賛者名
	5 部門プログラムに協賛者広告掲載	—	—	1ページ	1/2ページ	1/4ページ	1/8ページ	×

(注意事項)

- 1 物品等協賛については、金額に換算してこの表を適用する。
- 2 協賛者掲載は、協賛金額の高い順とし、同額の場合には申込み順とする。
- 3 印刷物の発行予定部数は下記のとおりである。

種別	体裁	作成予定部数等
総合プログラム	A 4 単色(一部カラー)	3,000部
部門プログラム	A 4 単色	600～5,500部程度(部門により異なる)
記録集	PDF形式のみ	PDF形式で関係者へ配布

- 4 総合プログラムへの広告掲載は先着順とし、上限に達し次第終了とする。
- 5 全体協賛(S区分)の総合開会式会場でのPRコーナーの提供で希望者が多い場合は抽選とし、各部門会場でのPRコーナーの提供は応相談とする。